

島根県いじめ問題対策連絡協議会条例

平成26年7月11日  
島根県条例第40号

島根県いじめ問題対策連絡協議会条例をここに公布する。

島根県知事 溝口善兵衛

島根県いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等(法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。)に関する機関及び団体の連携を図るため、島根県いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(構成)

第2条 協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体の職員並びにいじめの防止等に関し学識経験を有する者をもって構成する。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 島根県いじめ問題対策連絡協議会要綱

## (趣旨)

第1条 島根県いじめ問題対策連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）の組織、運営等に関しては、島根県いじめ問題対策連絡協議会条例（平成26年島根県条例第40号、以下「条例」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (構成する組織)

第2条 条例第2条に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体並びにいじめ防止等に関する学識経験を有する者が所属する団体は、別表に掲げる機関及び団体（以下、「構成団体等」という。）とする。ただし、必要に応じて見直すことができる。

## (協議事項)

第3条 連絡協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 構成団体等のいじめの防止等（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関する取り組みの把握
- (2) いじめの防止等のための対策等に関する有効な連携手法に係る情報交換
- (3) その他連絡協議会の目的を達成するために必要な情報の共有

## (会議の開催)

第4条 連絡協議会は、原則として年1回以上開催する。

- 2 連絡協議会は、会長が招集し、会議を進行する。
- 3 連絡協議会は、原則として公開とする。

## (協力要請)

第5条 連絡協議会は、必要があると認めるときは、連絡協議会に構成団体等以外の者の出席を求め、意見の聴取、情報の提供等必要な協力を求めることができる。

## (事務局)

第6条 連絡協議会の事務局は、教育庁教育指導課子ども安全支援室が担当する。

- 2 事務局の業務は、次に挙げるとおりとする。
  - (1) 連絡協議会の運営に関すること。
  - (2) 関係機関等の連絡調整に関すること。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携協議会の運営に関し必要な事項は、会長が事務局と協議して定める。

## 附則

### (施行期日)

この要綱は、平成26年9月12日から施行する。

(別表) 島根県いじめ問題対策連絡協議会構成機関一覧

分 野	機関及び団体
教育  (学校)  (市町村教委)  (PTA)	島根県小学校長会
	島根県中学校長会
	島根県公立高等学校長協会
	島根県私立中学高等学校連盟
	島根県市町村教育委員会連合会
	島根県高等学校PTA連合会
	島根県PTA連合会
	島根県特別支援学校PTA連合会
	島根県私立中学高等学校PTA連合会
福祉	青少年育成島根県民会議
	島根県民生児童委員協議会
人権	松江地方法務局
	島根県人権擁護委員連合会
警察等	松江少年鑑別所
	島根県警察本部
相談窓口	NPO法人 ほっと・すペーす21
	NPO法人 チャイルドラインしまね
居場所	NPO法人 YCスタジオ
	フリースクール こころの宝石箱
学識経験者等	国立大学法人島根大学教育学部
	島根県弁護士会
	島根県臨床心理士会
	島根県社会福祉士会
島根県	総務部、環境生活部、健康福祉部、教育委員会

※島根県関係課等

(総務部) 総務課

(環境生活部) 環境生活総務課、人権同和対策課

(健康福祉部) 青少年家庭課、障がい福祉課、中央児童相談所、心と体の相談センター

(教育委員会) 教育指導課、特別支援教育課、保健体育課、社会教育課、人権同和教育課、教育センター